

# 寄居町エコハウス推進事業補助金交付要綱

令和5年3月22日告示第31号  
改正 令和6年3月25日告示第64号

## (趣旨)

第1条 この告示は、地球温暖化対策を推進し、環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現のため、再生可能エネルギー導入や省エネルギー化を図る機器等を設置する町民に対し、予算の範囲内においてその設置費用の一部を寄居町エコハウス推進事業補助金（以下「補助金」という。）として交付することについて、寄居町補助金等の交付手続等に関する規則（平成30年寄居町規則第13号。以下「規則」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 規則第13条の報告書（様式第9号。以下「実績報告書」という。）の提出時において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、町の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (2) 住宅 次号及び第4号で規定するもののうち玄関、台所、トイレ、浴室及び居室を有し、住居としての利用上の独立性を有するもので、自らが居住するための家屋（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる家屋の場合は、住宅用部分の面積が延床面積の2分の1以上のもの）及び附属建物であって、賃貸住宅以外のものをいう。
- (3) 戸建住宅 一の建物が一の住宅であって、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。第5号において「区分所有法」という。）第2条の区分所有権を有さない住宅をいう。
- (4) 集合住宅 一棟の建物が、共有部分を除き、構造上、数個の部分に区画され、各区画がそれぞれ独立して住居に供される住宅をいう。
- (5) 管理組合 区分所有法第25条第1項の管理者又は区分所有法第47条第1項の管理組合法人をいう。
- (6) 新築 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第2項に規定する新築住宅をいう。
- (7) エコハウス事業 第4条各号に掲げるエコハウス事業対象機器を設置（機器の設置（附帯設備を含む。）及び工事の施工（附帯工事を含む。）をいう。）する事業をいう。

## (補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 町民が規則第7条第1項の交付決定通知後に住宅に実施するエコハウス事業であること。ただし、寄居町まちなか居住促進補助金交付要綱（令和2年寄居町告示第54号。以下「居住促進補助金交付要綱」という。）第7条の規定による補助金の交付の決定を受けた者が行うエコハウス事業は、この限りでない。
- (2) 前号のエコハウス事業を行う町民（以下「補助対象者」という。）が、寄居町暴力団排除条例（平成24年寄居町条例第4号）第2条第2号の暴力団員に該当しない事業であること。
- (3) 補助対象者自ら居住する戸建住宅にエコハウス事業を実施する場合は、当該戸建住宅の全ての所有者から同意を得ている事業であること。
- (4) 補助対象者自ら居住する集合住宅の専有部分にエコハウス事業を実施する場合は、当該集合住宅の専有部分の全ての所有者から同意を得ている事業であること。
- (5) 補助対象者自ら居住する集合住宅の共有部分に自ら使用するためのエコハウス事業を実施する場合は、共有部分の全ての所有者から同意又は管理組合の同意を得ている事業であること。
- (6) 補助対象者及び補助対象者以外にエコハウス事業を実施する住宅に共有者がいる場合は、その全員が町税の滞納をしていない事業であること。
- (7) 別表第1に定めるエコハウス事業の事業完了日までにエコハウス事業を完了し、実績報告書の提出ができる事業であること。
- 2 補助対象者が当該住宅を2人以上で所有しているときは、所有者のいずれか1人を補助対象者とする。

（補助対象機器）

第4条 エコハウス事業のうち補助対象となる機器は、次に掲げるエコハウス事業対象機器とする。この場合において、対象機器は未使用品に限り、リース品は対象外とする。

- (1) 太陽光発電設備 太陽電池を利用することにより太陽光を受けて発電し、余剰の電力が逆潮流するシステム
- (2) 太陽熱利用システム（自然循環型） 太陽熱エネルギーで温めた水を、循環ポンプを用いて自然対流させ、そのまま給湯に利用できるシステム
- (3) 太陽熱利用システム（強制循環型） 太陽熱エネルギーで温めた空気又は不凍液等を熱媒とし、循環ポンプを用いて、蓄熱槽で熱交換を行うことで、間接加熱により給湯などに利用するシステム
- (4) 家庭用燃料電池コーチェネレーションシステム 都市ガス、LPGガス、灯油などから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用するシステム
- (5) 家庭用蓄電池 再生可能エネルギー等により発電した電力又は夜間電

力などを利用して繰り返し電気を蓄え、停電時や電力需要のピーク時など必要に応じて電気を活用することができるシステム

- (6) 電気自動車等充給電設備（V2H） 電気自動車等に搭載された蓄電池と宅内の分電盤を接続することで、自動車と住宅とで電気を融通しあう受給電システム
- (7) 地中熱利用システム 年間を通して、安定した温度の地中熱（地下水熱を含む。）を熱源とし、ヒートポンプの活用による空調又は給湯などを行うシステム

（立地適正化計画による加算）

第5条 町内の居住誘導区域内への人口誘導を図るため、居住促進補助金交付要綱第7条の規定による補助金の交付の決定を受けた者が行うエコハウス事業ごとに1回を限度として、別表第2に定める金額を加算する。

（補助対象経費）

第6条 補助対象経費は、別表第3に定める経費の内訳とする。

（補助金の額等）

第7条 町長が交付する補助金の額は、第4条第1項各号に掲げるエコハウス事業の種類に応じ、それぞれ別表第4の補助金額の欄に掲げる金額（別表第2の加算がある場合は当該金額を加算した額）又はエコハウス事業ごとの補助対象経費から国、県の補助金等の補助額を控除した額の1／2のいずれか低い額とする。

- 2 前項の場合において、エコハウス事業ごとの補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助金の交付回数は、同一の住宅に同種類のエコハウス事業の実施につき1回限りとする。

（交付申請）

第8条 規則第4条第1項の申請書の様式は、寄居町エコハウス推進事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「補助金申請書」という。）のとおりとする。

- 2 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助金申請者」という。ただし、第5条で規定する立地適正化計画による加算を受ける申請者（以下「立適加算申請者」という。）を除く。）は、エコハウス事業を実施する前に、別表第1に定める申請書受付期間内において、規則第4条第2項第4号の規定により、次に掲げる書類を補助金申請書に添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書添付書類一覧（様式第2号）
- (2) エコハウス事業補助金額計算書（様式第3号）
- (3) 補助対象経費等内訳書（様式第3号別紙）
- (4) 申請時に新築かつ未登記の建物に設置予定の場合は、当該住宅の建築

基準法第6条第4項の規定による「確認済証」の写し

- (5) 建物の所在地がわかる案内図
  - (6) 設置予定箇所の位置図及び現況カラー写真（エコハウス事業実施前の写真であって、住宅全体及び施工箇所が確認できるように撮影したもの）
  - (7) 契約書の写し、仕様書、パンフレット及び図面の書類
  - (8) 第2号で規定する書類の提出ができない場合においては、契約業者又は設置（施工）業者が作成した見積書等（エコハウス事業ごとの金額並びに対象工事の内容及び金額の内訳が確認できるもの）
  - (9) 申請者並びにエコハウス事業を実施する住宅の所有者及び共有者の寄居町における税の滞納がないことを証する書類（申請日前1月以内のもの）
  - (10) 次に掲げるエコハウス事業ごとに定める書類
    - ア 太陽光発電設備 パネルのレイアウトが確認できる図面
    - イ 家庭用蓄電池 蓄電池の容量が分かるパンフレット等
    - ウ 地中熱利用システム 掘削孔の深度等が確認できる図面
  - (11) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 3 立適加算申請者は、別表第1に定める申請書受付期間内において、補助金申請書に前項第1号から第3号まで、第5号及び第7号から第11号まで並びに居住促進補助金交付要綱第8条の規定に係る補助金交付決定通知書の写しを添えて、町長に提出しなければならない。
- 4 前項で規定する補助金申請は、居住促進補助金交付要綱第8条に規定する補助金の交付の決定を受けた日を起算日として、14日を経過した後でなければならないことはできない。
- 5 規則第4条第2項第1号及び第3号に掲げる事項を記載した書類の添付については、これを要しないものとする。  
(補助金申請書の取下げ)

第9条 規則第8条第1項の規定により、申請の取下げをしようとする者は、寄居町エコハウス推進事業補助金申請取下書（様式第4号。次項において「補助金申請取下書」という。）を速やかに町長に提出しなければならない。

2 補助金申請者又は立適加算申請者（以下「補助金申請者等」という。）は、次条各項で規定する交付決定及び不交付決定の前において自己の都合により補助金申請を取り下げる場合は、補助金申請取下書を速やかに町長に提出しなければならない。

(交付決定等の通知)

第10条 規則第7条第1項の交付決定通知書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 規則第7条第2項の通知書の様式は、様式第6号のとおりとする。

(事業変更等の承認)

第11条 補助金の交付決定を受けた補助金申請者等（以下「交付決定者」という。）は、補助事業の計画を変更（エコハウス事業の追加及び補助金交付決定額の増額を除く。）するとき、又は補助事業を中止しようとするときは、寄居町エコハウス推進事業計画変更（中止）承認申請書（様式第7号。以下「変更承認申請書」という。）に第8条第2項第2号及び第3号並びにその他変更の内容が分かる書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の変更承認申請書について、その内容を審査し、寄居町エコハウス推進事業計画変更（中止）通知書（様式第8号）により、交付決定者にその旨を通知するものとする。
- 3 前項の規定により計画中止の承認を受けた交付決定者は、規則第14条に規定する補助金の交付額の確定及び第14条に規定する補助金の交付の請求を町長に対し求めることはできない。

(実績報告)

- 第12条 実績報告書は、規則第11条の報告を兼ねるものとする。
- 2 実績報告書は、別表第1に定める実績報告書提出期限内に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。
    - (1) 実績報告書添付書類一覧（様式第10号）
    - (2) エコハウス事業補助金額計算書（様式第3号）。ただし、補助金申請書又は変更承認申請書に添付した内容と同じ場合は、省略することができる。
    - (3) 補助対象経費等内訳書（様式第3号別紙）。ただし、補助金申請書又は変更承認申請書に添付した内容と同じ場合は、省略することができる。
    - (4) 交付決定者の発行から3月以内の住民票の写し（立適加算申請者を除く。）
    - (5) 当該住宅の発行から3月以内の建物登記に係る全部事項証明書（立適加算申請者を除く。）
    - (6) エコハウス事業の実施に係る領収書の写し（領収書にエコハウス事業以外の費用が含まれている場合は、エコハウス事業の費用が確認できる明細書を添付すること。ただし、分割払いの場合は、支払い明細等契約が成立したことが判明できる書類の写しを添付すること。）
    - (7) エコハウス事業を実施した住宅全体及び実施箇所が確認できるカラー写真
    - (8) エコハウス事業の実施に係る各機器の保証書の写し
    - (9) 第4条第1号の太陽光発電設備について、電力会社との電力受給契約を証する書類の写し又は「電力受給契約申込書」のお客さま控えの写し
    - (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金交付額の確定)

第13条 規則第14条の規定による通知は、様式第11号のとおりとする。

(補助金交付の請求)

第14条 交付決定者は、前条の規定による通知を受理したときは、速やかに寄居町エコハウス推進事業補助金交付請求書（様式第12号）により補助金の交付を請求するものとする。

(事務手続の代行)

第15条 補助対象者は、当該事業に係る補助金交付申請等の事務手続を第三者に委任させることができる。

(財産の処分の制限)

第16条 規則第19条の町長が定める期間は、当該補助金の交付額が確定した日から起算して5年とする。

- 2 交付決定者は、前項の期間を経過するまでの間において、対象機器を処分する必要が生じたときは、寄居町エコハウス推進事業補助金対象機器処分承認申請書（様式第13号。第4項において「処分承認申請書」という。）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 天災地変その他交付決定者の責に帰すことのできない理由により、対象機器が損傷又は滅失したときも、前項と同様の手続をしなければならない。
- 4 町長は、第2項及び第3項の処分承認申請書について、その内容を審査し、寄居町エコハウス推進事業補助金対象機器処分承認通知書（様式第14号）により、交付決定者にその旨を通知するものとする。

(交付決定等の取消し)

第17条 規則第16条第3項及び第4項に規定する取消しをしたときの規則第7条の規定を準用する通知の様式は、寄居町エコハウス推進事業補助金交付決定（確定）取消通知書（様式第15号）によるものとする。

(補助金の返還)

第18条 規則第17号第1項に規定する補助金の返還の請求に係る通知の様式は、寄居町エコハウス推進事業補助金返還通知書（様式第16号）によるものとする。

(協力)

第19条 町長は、交付決定者に対し、町が取り組む地球温暖化対策に関する調査等について協力を求めることができる。

(その他)

第20条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第8条、第12条関係）

申請書受付期間	エコハウス事業を実施する年度の属する年の4月1日から翌年2月末日まで
実績報告書提出期限	エコハウス事業完了の日から30日以内又は当該エコハウス事業を行う年度の3月20日のいずれか早い日

備考

- 1 申請書及び実績報告書の受付は、土日・祝日及び12月29日から1月3日までを除く業務時間内とする。
- 2 受付及び提出日は、原則としてエコハウス事業主管課に到達した日とする。ただし、土日・祝日、12月29日から1月3日まで及び業務時間外に到達した場合は、翌開庁日を提出日とする。
- 3 エコハウス事業完了の日は、原則としてエコハウス事業の実施に係る領収書に記載された領収日とする。この場合において、住宅用太陽光発電設備の場合は受給契約締結日及び買取起算日を完了日とみなすことができる。
- 4 申請書及び実績報告書の内容に不備がある場合や関係書類が不足している場合は、受理することはできない。

別表第2（第5条、第7条関係）

加算名	加算条件	加算額
立地適正化 計画加算	寄居町まちなか居住促進補助金交付要綱第7条の規定により補助を受けた者	エコハウス事業対象機器1基につき100,000円

別表第3（第6条関係）

△	エコハウス事業	補助対象経費の内訳
1	太陽光発電設備	太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナ、その他付属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器）及び当該設置工事に係る費用（配線・配線器具の購入・電気工事・足場経費等を含む。）
2	太陽熱利用システム（自然循環型）	集熱器、貯湯ユニット、架台、蓄熱槽、配管（補助熱源装置入口まで。）、配線・配線器具、その他附帯機器等の購入、据付及び当該工事に関する費用
3	太陽熱利用シス	集熱器（一体型のものにあっては、集熱器及び貯湯部）、架台、蓄熱槽、配管（補助熱源装置入口

	テム（強制循環型）	まで。）、配線・配線器具、その他附帯機器等の購入、据付及び当該工事に関する費用
4	家庭用燃料電池 コーチェネレーションシステム	燃料電池ユニット、貯湯ユニット、その他付属品、配線・配線器具の購入・据付、配管・配管器具の購入・据付及び当該工事に付随するその他工事に関する費用
5	家庭用蓄電池	蓄電池部、電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等）、その他付属機器等の購入、据付及び当該工事に関する費用（配線・配線器具含む。）
6	電気自動車等充給電設備（V2H）	電力受給電設備費用、その他付属機器等の購入、据付及び当該工事に関する費用（配線・配線器具含む。）
7	地中熱利用システム	採熱井掘削、採熱パイプ、ヒートポンプ、循環ポンプ、バッファタンク、リモコン、配管（熱源水側のみ。）、配線・配線器具の購入、据付及び当該工事に関する費用

別表第4（第7条関係）

エコハウス事業	補助条件	補助金額
1 太陽光発電設備	(1)から(3)までの全てに該当するもの。 (1) 一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けているもの、又は同等以上の性能、品質が確保されているもの (2) 性能の保証、設置後のサポート等、メーカー等によって確保されているもの ア 太陽電池モジュール（太陽光パネル）の出力（JIS、IEC等の国際規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力）の80%以上の出力が太陽電池メーカーによつ	70,000円

		<p>て10年間以上保証されていること。</p> <p>イ メーカー等による対象設備の設置後のメンテナンス体制が用意されていること。</p> <p>(3) 電力会社と電力需給契約を締結し、かつ、余剰電力を売電するもの</p>	
2	太陽熱利用システム（自然循環型）	一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたものであること。又は、それと同等の機能を有すると町長が認める設備であること。	35,000円
3	太陽熱利用システム（強制循環型）	一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたものであること。又は、それと同等の機能を有すると町長が認める設備であること。	35,000円
4	家庭用燃料電池コードジェネレーションシステム	一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）が指定した「エネファームの機器登録リスト」に登録されているものであること。	70,000円
5	家庭用蓄電池	<p>(1)から(3)までの全てに該当するもの</p> <p>(1) リチウムイオン蓄電池を搭載したシステムで、蓄電容量が1kWh以上あること。</p> <p>(2) 蓄電池について、JIS規格又は一般社団法人電池工業会規格に準拠していること。</p> <p>(3) 再生可能エネルギー等により発電した電力等を繰り返し蓄え、住宅の電力として使用するために、必要な機能を有するものであること。</p>	70,000円

		(容易に持ち運びができるポータブル型のものを除く。)	
6	電気自動車等充給電設備（V2H）	<p>(1)及び(2)に該当するもの</p> <p>(1) 一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助事業の補助対象機器として登録されているものであること。</p> <p>(2) 電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて住宅の電力として使用するために必要な機能を有するものであること。</p>	70,000円
7	地中熱利用システム	地中の熱（冷熱を含む。）を熱源として、その熱をヒートポンプで汲み上げることにより、暖冷房・給湯用のエネルギーとして利用するもの	70,000円

(表)

様式第1号（第8条関係）

寄居町エコハウス推進事業補助金交付申請書

申請日	年   月   日
-----	-----------

(宛先)

寄居町長

申請者	住 所	郵便番号	
		現 住 所	
	ふりがな		
	氏名（自署）		
	生 年 月 日		
電 話 番 号			

寄居町補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1	建物の所在 (現住所と異なる場合のみ記入)	(確認済証・検査済証の建築場所を転記してください。) 寄居町大字
2	補助金申請合計額	(エコハウス事業補助金額計算書（様式第3号）の「(8)町補助金申請額の合計」を転記してください。) 円
3	今までの補助金申請回数	<input type="checkbox"/> 初めての申請 <input type="checkbox"/> 2回目以降の申請 (2回目以降の場合、当該事業により設置した機器の名称)
4	事業着手予定日	年   月   日
	事業完了予定日	年   月   日
5	実績報告書提出予定期	(事業完了予定期から30日以内又は3月20日のいずれか早い日を記入してください。) 年   月   日
6	住宅の区分	<input type="checkbox"/> 戸建 <input type="checkbox"/> 集合 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既築

## (裏)

7	住宅の所有者	<input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 共有者 <input type="checkbox"/> 申請者・共有者以外 ※「申請者」以外の場合は同意書の記入が必要です。所有者が複数の場合は、別に同意書を添付してください。	
		(同意書)  寄居町エコハウス推進事業を実施することについて、 同意します。	
		住 所 :	
		氏名（自書） :	
		生年月日： 年 月 日 生	
持 ち 分 :			
8	宣 誓 書		
	1 所有者全員の同意について（申請者以外に建物の所有者がいる場合） 私は、住宅の所有者全員から法定耐用年数内における善良な管理業務を果たすことを条件に、エコハウス事業を実施することに同意を得ています。		
	2 代行申請者への委任について（第三者に事務手続を代行させる場合） 私は、以下の9に記入の代行申請者に、寄居町エコハウス推進事業補助金申請に係る全ての事務手続を委任します。		
	3 補助対象者及びエコハウス事業を実施する住宅の所有者の全員が、町税を滞納しておりません。		
	4 寄居町暴力団排除条例について（必須） 私は、寄居町暴力団排除条例第2条（寄居町エコハウス推進事業補助金交付要綱第3条第1項）第2号に該当する暴力団員ではありません。また、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して町が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。		
	5 立地適正化計画加算条件の確認 私は、寄居町まちなみ居住促進補助金交付要綱第3条で規定する補助対象者に該当するか否かを確認したうえで、本申請を行います。 私は、本申請書を記入するにあたって、事前に寄居町エコハウス推進事業補助金交付要綱をよく読み理解しました。 また、本申請内容に関して、虚偽はありません。		
	署 名		
	9	代行申請者の問合せ先	
		会社名等	
		営業所名等	
所在地			
担当者	電話番号		

## 備考

- (1) 消えない黒又は青のボールペンではっきりと記入してください。
- (2) 申請書は日本産業規格A4判で作成し、1部提出してください。
- (3) 不備等があるとその後の手続が遅れるおそれがあります。内容をよく確認のうえ提出してください。また、申請内容に虚偽等があった場合、補助金の交付は受けられません。

様式第2号（第8条関係）

補助金交付申請書添付書類一覧

寄居町エコハウス推進事業補助金交付申請書に次の書類を添付します。

	添付の有無	添付書類
(1)	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	補助金交付申請書添付書類一覧（様式第2号）
(2)	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	エコハウス事業補助金額計算書（様式第3号）
(3)	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	補助対象経費等内訳書（様式第3号別紙）
(4)	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	住宅の建築基準法第6条第4項の規定による「確認済証」の写し (立適加算申請者を除く。) ※申請時に新築かつ未登記の建物に設置予定の場合に限る。
(5)	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	建物の所在地がわかる案内図
(6)	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	設置予定箇所の位置図及び現況カラー写真(立適加算申請者を除く。) ※エコハウス事業実施前の写真であって、住宅全体及び施工箇所が確認できるように撮影したもの
(7)	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	契約書の写し、仕様書、パンフレット及び図面の書類
(8)	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	契約業者又は設置（施工）業者が作成した見積書等（エコハウス事業ごとの金額並びに対象工事の内容及び金額の内訳が確認できるもの）※(2)の書類が提出できない場合に限る。
(9)	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	寄居町における税の滞納がないことを証する書類 (申請日前1月以内のもの) <input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 住宅の共有者
(10)	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	以下に掲げるエコハウス事業ごとに定める書類 <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備 パネルのレイアウトが確認できる図面 <input type="checkbox"/> 家庭用蓄電池 蓄電池の容量が分かるパンフレット等 <input type="checkbox"/> 地中熱利用システム 掘削孔の深度等が確認できる図面
(11)	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	居住促進補助金交付要綱第8条の規定に係る補助金交付決定通知書の写し（立適加算申請者に限る。）
(12)	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	その他、町長が必要と認める書類 ( )

申請者氏名	
建物の所在	寄居町大字

## 様式第3号（第8条関係）

## エコハウス事業補助金額計算書

申請者氏名				建物の所在	寄居町大字			
エコハウス事業補助対象機器 (申請する機器に□)		① 補助対象経費 (税込)	② 国・県等の 補助金額	③【(①-②)1/2】 町補助金額の算定 (補助対象経費による算出)	④ 対象機器ごとの 町補助金額 (別表4)	⑤ 立地適正化加算 (別表2) ※加算有の場合 は該当する欄に□	⑥【④+⑤】 町補助金算定額 合計	⑦ 町補助金申請額 ※③と⑥を比較して低い金額
□	太陽光発電設備	円	円	円	70,000円	□加算有 100,000円	円	(1) 円
□	太陽熱利用システム（自然循環循型）	円	円	円	35,000円	□加算有 100,000円	円	(2) 円
□	太陽熱利用システム（強制循環循型）	円	円	円	35,000円	□加算有 100,000円	円	(3) 円
□	家庭用燃料電池コーディエネレーションシステム	円	円	円	70,000円	□加算有 100,000円	円	(4) 円
□	家庭用蓄電池	円	円	円	70,000円	□加算有 100,000円	円	(5) 円
□	電気自動車等充給電設備（V2H）	円	円	円	70,000円	□加算有 100,000円	円	(6) 円
□	地熱利用システム	円	円	円	70,000円	□加算有 100,000円	円	(7) 円
合 計		(9) 別紙(8)と一致 円	円	△	△	△	△	(8) 補助金申請額 円

## 備考

- 1 ①補助対象経費は、エコハウス事業の補助対象機器ごとに税込で記入してください。
- 2 契約事業者又は設置（施工）業者が作成する補助対象経費内訳書（様式第3号別紙）を添付してください。
- 3 上記が添付できない場合、補助対象経費の計算根拠となる見積書（写し）を添付してください。

## 別紙

## エコハウス事業補助対象経費等内訳書

様と契約したエコハウス事業に係る補助対象経費等の内訳については、以下のとおりです。

契約者氏名				建物の所在	寄居町大字			
エコハウス事業補助対象機器 (申請する機器に□)		メーカー名	型式・商品名等	省エネ情報	①購入費用 (税込)	②設置工事費用 (税込)	③その他の費用 (税込)	④合計 【(1)+(2)+(3)】
<input type="checkbox"/>	太陽光発電設備			ハ°ネル出力 _____kW ハ°ワコン出力 _____kW	円	円	円	(1) 円
<input type="checkbox"/>	太陽熱利用システム(自然循環循型)			BL認定番号_____	円	円	円	(2) 円
<input type="checkbox"/>	太陽熱利用システム(強制循環循型)			BL認定番号_____	円	円	円	(3) 円
<input type="checkbox"/>	家庭用燃料電池 コージ エネレーションシステム				円	円	円	(4) 円
<input type="checkbox"/>	家庭用蓄電池			蓄電池容量 _____kWh	円	円	円	(5) 円
<input type="checkbox"/>	電気自動車等充給電設備 (V2H)				円	円	円	(6) 円
<input type="checkbox"/>	地熱利用システム				円	円	円	(7) 円
合 計 ※(8)はエコハウス事業補助金額計算書(9)の額と一致					円	円	円	(8) 円
(記入者: 契約事業者又は設置(施工)業者)								
会社名・団体名等			所 在 地			担 当 者		
営 業 所 名 等						電 話 番 号		

## 備考

- (1) この様式は、契約事業者又は設置(施工)業者が作成してください。(申請者本人は作成できません。)
- (2) この様式が作成できない場合は、補助対象機器の仕様や補助対象経費の計算根拠となる見積書の写しを添付してください。

様式第4号（第9条関係）

寄居町エコハウス推進事業補助金申請取下書

年　月　日

(宛先)

寄居町長

申請者	住 所	郵便番号	
	現 住 所		
	ふ り が な		
	氏 名 (自署)		
	生 年 月 日		
電 話 番 号			

- 寄居町補助金等の交付手続等に関する規則第8条第1項  
 寄居町エコハウス推進事業補助金交付要綱第9条第2項  
の規定により、下記のとおり交付決定を受けた申請について取り下げます。

記

建 物 の 所 在	寄居町大字		
補助金交付申請日又は 補助金交付決定年月日 及 び 通 知 番 号	(交付決定前の取下げの場合) 年 月 日		
	(交付決定通知後、20日以内の取下げで、かつ事業着手前の場合) 年 月 日 収 号		
補 助 金 交 付 申 請 額 又 は 決 定 額	円		
取 下 理 由			
添 付 書 類	(交付決定後の取下げの場合) ・交付決定通知書の写し		

備考

- (1) 消えない黒又は青のボールペンではっきりと記入してください。
- (2) 申請書は日本産業規格A4判で作成し、1部提出してください。
- (3) この様式は交付決定後において、事業が未着手の場合に使用してください

様式第5号（第10条関係）

寄居町エコハウス推進事業補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

寄居町長

印

年 月 日付けで申請のありました寄居町エコハウス推進事業補助金の交付結果につきましては、審査の結果、下記のとおり交付の決定をしましたので、寄居町補助金等の交付手続等に関する規則第7条第1項の規定により通知します。

記

1 交付決定額	円
2 交付条件	(1) 補助対象者は、 年 月 日までに補助事業を完了すること。完了予定日までに補助事業を完了することができないときは、あらかじめ町長に届け出てその承認を受けること。 (2) 補助対象者は、当該交付決定の内容等に不服がある場合は、当該通知書を受領した日から20以内に申請の取下げができる。 (3) 補助対象者は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ町長の承認を受けること。 ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。 イ 補助事業を変更、中止又は廃止しようとするとき。 (4) 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、その理由及びその他必要な事項を書面により町長に報告し、その指示を受けること。 (5) 補助対象者は、補助事業の遂行の状況に関し、町長の要請があったときには、直ちに報告すること。 (6) 補助対象者は、補助事業の完了した日から30日以内又は補助事業の属する年度の3月20日のいずれか早い方の日までに実績報告書を提出すること。 (7) 補助金の交付額は、提出された実績報告書の審査及び現地確認を実施し、当該事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められた場合に確定します。

様式第6号（第10条関係）

寄居町エコハウス推進事業補助金不交付決定通知書

第                  号  
年                  月                  日

様

寄居町長

印

年      月      日付けで申請のありました寄居町エコハウス推進事業補助金の交付結果につきましては、審査の結果、下記のとおり不交付の決定をしましたので、寄居町補助金等の交付手続等に関する規則第7条第2項の規定により通知します。

記

理由	
----	--

様式第7号（第11条関係）

寄居町エコハウス推進事業計画変更（中止）承認申請書

年　月　日

(宛先)

寄居町長

申 請 者	住　所	郵便番号	
		現住所	
	ふりがな		
	氏名（自署）		
	生年月日		
	電話番号		

年　月　日付け 第 号で交付決定を受けた寄居町エコハウス推進事業について、下記のとおり変更（中止）したいので、寄居町エコハウス推進事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により申請します。

記

	変更区分		<input type="checkbox"/> 変更	<input type="checkbox"/> 中止
1	変更内容	変更前		
		変更後		
2	変更理由			
3	添付書類	<input type="checkbox"/> エコハウス事業補助金額計算書（様式第3号） <input type="checkbox"/> エコハウス事業補助対象経費等内訳書（様式第3号別紙） <input type="checkbox"/> その他変更の内容が分かる書類		
4	代行申請者の問合せ先			
	会社名等			
	営業所名等			
	所在地			
担当者		電話番号		

備考

- (1) 消えない黒又は青のボールペンではっきりと記入してください。
- (2) 申請書は日本産業規格A4判で作成し、1部提出してください。
- (3) この様式は交付決定後において、事業着手している場合に使用してください。

様式第8号（第11条関係）

寄居町エコハウス推進事業計画変更（中止）通知書

第                  号  
年                  月                  日

様

寄居町長

印

年        月        日付けで申請のありました、寄居町エコハウス推進事業の計画変更（中止）承認申請について、寄居町エコハウス推進事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1  承認

変更区分		<input type="checkbox"/> 変更	<input type="checkbox"/> 中止
変更内容	変更前		
	変更後		

2  不承認

不承認理由	
-------	--

様式第9号（第12条関係）

寄居町エコハウス推進事業実績報告書

申請日	年　月　日
-----	-------

(宛先)

寄居町長

申請者	住 所	郵便番号	
		現 住 所	
	ふりがな		
	氏名（自署）		
	生 年 月 日		
電 話 番 号			

年　月　日付け 第　　号で交付決定を受けた寄居町エコハウス推進事業が完了したので、寄居町補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1	建物の所在		(住民登録のある住所を記入してください。) 寄居町大字		
2	補助金交付決定額		(補助金交付決定通知書の交付決定額を転記してください。 円)		
3	事業完了日		(原則、エコハウス事業の実施に係る領収書に記載された領収日) 年　月　日		
4	住民登録日		年　月　日		
5	代行申請者の問合せ先				
	会社名等				
	営業所名等				
	所在地				
担当者				電話番号	

備考

- (1) 消えない黒又は青のボールペンではっきりと記入してください。
- (2) 申請書は日本産業規格A4判で作成し、1部提出してください。
- (3) 不備等があるとその後の手続が遅れるおそれがあります。内容をよく確認のうえ提出してください。また、報告内容に虚偽等があった場合、補助金の交付は受けられません。

様式第10号（第12条関係）

実績報告書添付書類一覧

寄居町エコハウス推進事業補助金実績報告書に次の書類を添付します。

添付の有無	添付書類
(1) <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	実績報告書添付書類一覧（様式第10号）
(2) <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	エコハウス事業補助金額計算書（様式第3号） ※補助金申請書等に添付した内容と同じ場合は、省略可
(3) <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	補助対象経費等内訳書（様式第3号別紙） ※補助金申請書等に添付した内容と同じ場合は、省略可
(4) <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	交付決定者の発行から3月以内の住民票の写し（立適加算申請者を除く。）
(5) <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	当該住宅の発行から3月以内の建物登記に係る全部事項証明書 (立適加算申請者を除く。)
(6) <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	エコハウス事業の実施に係る領収書の写し ※領収書にエコハウス事業以外の費用が含まれている場合は、エコハウス事業の費用が確認できる明細書を添付すること。ただし、分割払いの場合は、支払い明細等契約が成立したことが判明できる書類の写しを添付すること。
(7) <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	事業後の住宅全体及び各機器の設置状況が確認できるカラー写真
(8) <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	各機器の保証書の写し
(9) <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	電力会社との電力受給契約を証する書類の写し又は「電力受給契約申込書」のお客さま控えの写し（太陽光発電設備に限る。）
(10) <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	その他、町長が必要と認める書類 ( )

申請者氏名	
建物の所在	寄居町大字

様式第11号（第13条関係）

寄居町エコハウス推進事業補助金交付額確定通知書

第 号  
年 月 日

様

寄居町長

印

年 月 日付けで提出のありました寄居町エコハウス推進事業補助金実績報告書により必要な審査及び現地確認の結果、適当と認めたので、寄居町補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定により、下記のとおり補助金交付額を確定しましたので通知します。

記

補助金交付確定額 金 円

様式第12号（第14条関係）

寄居町エコハウス推進事業補助金交付請求書

請求日	年 月 日
-----	-------

(宛先)

寄居町長

請 求 者	住 所	郵便番号	
	現 住 所		
	フ リ ガ ナ		
	氏 名		印
電 話 番 号			

年 月 日付け 第 号で交付額の確定のあつた寄居町エコハウス推進事業補助金について、寄居町エコハウス推進事業補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

上記の寄居町エコハウス推進事業補助金については、以下の指定口座に振込みしてください。

金融機関名 (ゆうちょ銀行以外)	銀 行 信 用 金 庫 信 用 組 合 農 業 協 同 組 合	本 店 支 店
口座種別	普通・当座	
口座番号		
ゆうちょ銀行	通帳記号 _____ 通帳番号 _____	
フリガナ		
口座名義人 (請求者本人)		

記入上の注意点

- (1) 請求者本人名義の口座番号等を記入してください。
- (2) 消えない黒又は青のボールペンではっきりと記入してください。
- (3) 記入に不備等があると振込みが遅れる場合がありますので、名義人・口座番号等確認のうえ、提出をしてください。

様式第13号（第16条関係）

寄居町エコハウス推進事業補助金対象機器処分承認申請書

年　月　日

(宛先)

寄居町長

申請者	住 所	郵便番号	
	現 住 所		
	ふ り が な		
	氏 名 (自署)		
	生 年 月 日		
電 話 番 号			

年度に寄居町エコハウス推進事業補助金の交付を受けた補助対象機器について、下記の理由により処分（損傷・滅失）したいので、寄居町補助金等の交付手続等に関する規則第19条の規定により申請します。

記

建物の所在 (補助対象機器設置場所)	寄居町大字		
処分等の内容	<input type="checkbox"/> 事前承認 (第2項関係)	<input type="checkbox"/> 機器の全部(処分)	
	<input type="checkbox"/> 事後承認 (第3項関係)	<input type="checkbox"/> 機器の一部(処分)	
処分する機器の詳細			
処分等の理由			
対象機器処分予定日 (損傷・滅失日)	年　月　日		

備考

- (1) 消えない黒又は青のボールペンではっきりと記入してください。
- (2) 申請書は日本産業規格A4判で作成し、1部提出してください。

様式第14号（第16条関係）

寄居町エコハウス推進事業補助金対象機器処分承認通知書

第 号  
年 月 日

様

寄居町長

印

年 月 日付けで申請のありました寄居町エコハウス推進事業補助金に係る対象機器の処分承認につきましては、下記のとおり承認しましたので、寄居町エコハウス推進事業補助金交付要綱第16条第4項の規定により通知します。

記

1 申請の区分

- 事前承認（第2項関係）  事後報告（第3項関係）

2 申請の内容

- |                                     |                                     |
|-------------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 機器全部 処分    | <input type="checkbox"/> 機器一部 処分    |
| <input type="checkbox"/> 機器全部 損傷・滅失 | <input type="checkbox"/> 機器一部 損傷・滅失 |

3 承認の内容及び条件

様式第15号（第17条関係）

寄居町エコハウス推進事業補助金交付決定（確定）取消通知書

第                  号  
年                  月                  日

様

寄居町長

印

年        月        日付けで決定（確定）をした寄居町エコハウス推進事業補助金につきましては、寄居町補助金等の交付手続等に関する規則第16条第1項・第3項の規定により下記のとおり取消しをしたので、同規則第7条第2項の規定を準用し通知します。

記

理由	
----	--

様式第16号（第18条関係）

寄居町エコハウス推進事業補助金返還通知書

第 年 月 日 号

様

寄居町長

印

寄居町補助金等の交付手続等に関する規則第17条第1項の規定により、下記とおり返還されるよう通知します。

記

1	返還すべき金額	金	円
2	返還期限	年 月	日まで
3	返還すべき理由		
4	返還方法		
5	補助年度		年度
6	交付決定額	金	円
7	既交付年月日	年 月	日交付
8	既交付済額	金	円